令和 8 年 11 月 24 日
横浜国際社会科学学会

令和 8 年度　横浜国際社会科学学会会員の院生を対象とした学会発表等の助成について（第 2 回募集）

標記につき，以下のとおり申請者の募集を行います.

１．事業の目的

横浜国際社会科学学会に所属する国際社会科学府博士課程後期院生の，学会発表等の際にかかる経費の支援により，研究活動を活性化させる.

２．応募資格

横浜国際社会科学学会に所属する国際社会科学府博士課程後期院生.

３．助成金の給付

助成は，国内外またはオンラインを問わず 1 名につき当該年度（4 月から翌年 3 月までとする）に 1 回までとする.

３－１．国内の場合

（1）以下の条件を全て満たす学会（全国大会）における研究発表に対して助成を行う.
ただし，国際経済法学専攻の院生については，①以下の条件を全て満たす学会（全国大会）における研究発表，ポスター発表，ワークショップ報告等に対して，あるいは②査読付き雑誌への論文等の掲載（在学中）を前提にして，関連する以下の条件を全て満たす学会（全国大会）への参加に対して助成を行う.

ア．日本学術会議に登録されている全国規模の学会あるいは日本国内で開催される権威ある国際学会
イ．横浜駅から開催地までの距離が片道 100 km 以上であるもの
ウ．2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日に開催されるもの

（2）助成額は旅費，宿泊費，学会参加費をあわせて上限3万円までとする．他から助成を受けることが決定しているものは対象外とする.

３－２．海外の場合

（1）以下の条件を全て満たす学会における研究発表に対して助成を行う.

ア．ある程度継続的に開催されており（または今後開催予定であり），かつ開催プログラムを発行している学会
イ．2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日に開催されるもの

（2）交通費，宿泊費，学会参加費を支給するものとし，渡航先ごとに別表の金額を一律で支給する．他から助成を受けることが決定しているものは対象外とする.

３－３．オンラインの場合

（1）３－１．および３－２．で対象となっている学会がオンライン開催となった場合にリモートで実施する研究発表に対して助成を行う.

（2）学会参加費（実費）を支給するものとし，上限を 5 万円とする．他から助成を受けることが決定しているものは対象外とする.

４．申請手続き

助成金の給付を希望する者は，申請受付期間中に，下記の書類を横浜国際社会科学学会事務局まで提出すること．申請の締め切りは，**12 月 18 日（金）午後 3 時まで**とする．

実施前申請の場合は，申請書，行程表（海外の場合はこれらに加え「申請のための説明書」）を提出すること．プログラムについては準備が整い次第すみやかに提出すること．発表原稿，搭乗券の半券・領収書，パスポートのコピーは，実施後一ヶ月以内に報告書とともに提出すること．

実施後申請の場合は，申請書とともに報告書類を提出すること．

４－１．国内の場合

ア．所定の申請書
イ．行程表
ウ．領収書
エ．助成を申請しようとする学会における研究発表等のタイトルや研究発表等を行う者の氏名が記載された学会プログラム
オ．航空機を利用した場合は，搭乗券半券（もしくは搭乗証明書など搭乗の事実を証明できるもの）
カ．乗換え案内サイトの検索結果（プリントアウトし提出のこと）
キ．査読雑誌への投稿申込み書類（※国経法院生の上記３(１)②該当者のみ）

４－２．海外の場合

ア．所定の申請書
イ．申請のための説明書
ウ．行程表
エ．助成を申請しようとする学会等における研究発表等のタイトルや研究発表等を行う者の氏名が記載された学会プログラム
オ．研究発表原稿
カ．搭乗券半券（もしくは搭乗証明書など搭乗の事実を証明できるもの）
キ．搭乗券代領収書
ク．パスポートのコピー（氏名，出入国の押印のある頁，ほか証拠となる書類）

４－３．オンラインの場合

ア．所定の申請書（会場または開催地の記入欄に「オンライン開催」と明記すること）
イ．申請のための説明書（海外の学会のみ）
ウ．助成を申請しようとする学会における研究発表等のタイトルや研究発表等を行う者の氏名が記載された学会プログラム
エ．研究発表原稿（海外の学会のみ）
オ．学会参加費領収書

５．計画の中止・変更

申請した後に研究発表等を変更または取りやめる場合や，他からの助成が決定した場合は，速やかに横浜国際社会科学学会事務局まで報告すること．

６．審査及び結果の通知

助成の可否の審査は，庶務・会計・機関誌編集委員会が行う．助成者決定に際しては，当学会以外から助成を受けるものを対象外とする．当学会以外からも助成を受けたことが判明した場合は，当学会からの助成金の返還を求めることがある．

行程表や報告内容を精査し，研究活動の一環とはみなされない滞在があると判断された場合は，助成されないことがある．

なお海外実施分については，本学の国際学術交流奨励事業への申請の有無，研究発表を行った学会の規模や継続性などを総合的に勘案し，助成対象者を選抜する．

審査結果は学会事務局を通じて申請者あてに通知する．

７．報告義務

学会発表等の後，一ヶ月以内に所定の様式で成果等についての報告書を提出する．特段の理由なく報告が遅れた場合は，助成の対象とならないことがある．

学会発表等実施後に手続きする場合は，申請書とともに報告書類を提出すること．

国内での実施者については，主催者が配布する発表内容の要旨集，発表内容概略等がある場合は，これを報告書に代えることができる．

国際経済法学専攻の大学院生で，上記１の（２）に該当する者については，在学中に当該雑誌を提出すること．

８．助成金の給付

上記７の報告書等を確認した後，振込みによって行う．

９．その他

予算の制約等により，すべての助成申請に応えられない場合がある．

別表

横浜国際社会科学学会会員の院生を対象とした学会発表等の助成
旅行地域別給付額一覧

地域区分	旅行地域	適用地域	給付額
A 地域	アジア	中国，台湾，大韓民国，北朝鮮，モンゴル	6 万円
	アメリカ合衆国	グアム，ハワイ，サイパン	
B 地域	アジア	A 地域以外のアジア	10 万円
	北米	A 地域以外のアメリカ合衆国，カナダ	
C 地域	中東，アフリカ，大洋州，中南米，欧州（NIS 諸国を含む）	A・B 地域に記載以外の地域	13 万円